

(別紙)

放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドラインについて

1. 評価基準の項目数について

- 評価が円滑に実施されるよう、以下の通りとした。
共通評価基準 45項目
(下記2(2)に示している通り、評価基準³²を評価外とする)
内容評価基準 18項目

2. 共通評価基準について

- 共通評価基準は、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」(以下、「共通評価基準ガイドライン」という。)を基本とし、第三者評価の趣旨を変え
ることなく効果的に評価できるよう配慮して、下記のように整理した。
- 整理の結果、共通評価基準ガイドラインについては別添1-1、共通評価基
準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインについ
ては、別添1-2の通りとする。

(1) 用語の置き換え

- 用語を複数示しているものは、評価項目の内容によって書き分けている
- 文脈によって用語を置き換えていない場合もある。

放課後児童クラブ版	共通評価基準ガイドライン
「放課後児童クラブ」	福祉施設・事業所(法人)、法人(福祉施設・事業所)
「子どもや保護者等」	利用者
「運営主体」	管理者
「育成支援の計画」	福祉サービス実施計画

(2) 評価外の取り扱いについて

- 共通評価基準ガイドラインにおける³²Ⅲ-1-(2)-③(福祉施設・事業所の
変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行

っている。)は、放課後児童クラブにはそぐわないものとして、評価外とした。

3. 内容評価基準について

- 内容評価基準は、「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準拠した内容とし、内容評価基準ガイドラインについては別添2-1、内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインについては、別添2-2の通りとする。

- なお、放課後児童クラブの運営内容については、放課後児童クラブ運営指針に基づいた運営が期待されているため、評価調査者も同様に運営指針の内容を十分に理解したうえで評価を行うことが望まれる。